6　投票用紙及び投票用封筒を返還した者がいる場合は、「4　日本国憲法の改正手続に関する法律施行令第104条第２項の規定により郵便等による在外投票の投票用紙及び投票用封筒を返還した者」欄又は「5　日本国憲法の改正手続に関する法律施行令第103条第１項の規定により読み替えて適用される令第92条第２項の規定により不在者投票の投票用紙及び投票用封筒を返還した者」欄の「備考」欄にその者の氏名を記載し、返還後、令第94条第１項の規定による申請により行った投票用紙及び投票用封筒の交付等については「2　日本国憲法の改正手続に関する法律施行令第94条第１項の規定による申請により投票用紙及び投票用封筒を交付した者」欄の「人数等」欄に記載しなければならない。

7　この様式に掲げる事項のほか、緊要と認める事項の記載については、別記第23号様式（投票録の様式）の備考10に準ずる。

別記第二十二号様式（在外投票に関する調書の様式）（第二十二条関係）

在外投票に関する調書（二以上の憲法改正案がある場合にあっては、憲法改正案の種類）

1　日本国憲法の改正手続に関する法律施行令第94条第１項の規定による申請により在外公館等で投票用紙及び投票用封筒の交付を受けて投票した者		人	備　考
2(1)　日本国憲法の改正手続に関する法律施行令第101条第１項の規定による申請により投票用紙及び投票用封筒を交付した者	人	うち投票者　人	備　考
(2)　(1)のうち日本国憲法の改正手続に関する法律施行令第104条第２項の規定により投票用紙及び投票用封筒を返還した者	人		
①　うち市町村の選挙管理委員会の委員長に返還した者	人		
（氏　名） （氏　名）			
②　うち在外公館の長に返還した者	人		
計		人	
3　投票用紙及び投票用封筒の交付を拒絶した者	拒絶理由	拒絶年月日	備　考
（氏　　名） （氏　　名）			
計			

何年何月何日調製

都（道府県）郡（市）(区）町（村）選挙管理委員会委員長　氏　　名　　印

備考

1　日本国憲法の改正手続に関する法律施行令第101条第２項の規定により投票用紙及び投票用封筒の交付を受けた投票人で市町村の選挙管理委員会の委員長又は在外公館の長に投票用紙及び投票用封筒を返還した者がいる場合は、「2(2)」欄にその者の氏名及びその数を記載しなければならない。

2　日本国憲法の改正手続に関する法律施行令第67条第１項の規定により投票用紙及び投票用封筒の交付を受けた投票人で市町村の選挙管理委員会の委員長に投票用紙及び投票用封筒を返還した者が、返還後、令第101条第１項の規定による申請を行った投票用紙及び投票用封筒の交付等については「2(1)」欄に記載しなければならない。

別記第二十三号様式（在外投票人の不在者投票に関する調書の様式）（第二十四条関係）

在外投票人の不在者投票に関する調書（二以上の憲法改正案がある場合にあっては、憲法改正案の種類）

1(1)　日本国憲法の改正手続に関する法律施行令第67条の規定により投票用紙及び投票用封筒を交付した者	人	うち投票者　人	備　考
(2)　(1)のうち日本国憲法の改正手続に関する法律施行令第103条第１項の規定により読み替えて適用される第92条第２項の規定により投票用紙及び投票用封筒を返還した者	人		
①　うち市町村の選挙管理委員会の委員長に返還した者	人		
（氏　名） （氏　名）			
②　うち在外公館の長に返還した者	人		
計		人	
2　投票用紙及び投票用封筒の交付を拒絶した者	拒絶理由	拒絶年月日	備　考
（氏　　名） （氏　　名）			
計			

何年何月何日調製

都（道府県）郡（市）(区）町（村）選挙管理委員会委員長　氏　　名　　印

備考

1　この様式には、在外投票人の不在者投票に係る概略を記載しなければならない。

2　令第67条の規定により投票用紙及び投票用封筒を交付した者のうちに期日前投票所において法第63条の規定による仮投票を行った者がある場合には、その者の氏名を1(1)の欄の「備考」欄に記載すること。

3　令第67条の規定により投票用紙及び投票用封筒の交付を受けた投票人で市町村の選挙管理委員会の委員長又は在外公館の長に投票用紙及び投票用封筒を返還した者がいる場合は、「1(2)」欄にその者の氏名及びその数を記載しなければならない。

4　令第101条第２項の規定により投票用紙及び投票用封筒の交付を受けた投票人で市町村の選挙管理委員会の委員長に投票用紙及び投票用封筒を返還した者が、返還後、令第67条の規定により投票用紙及び投票用封筒の交付を受けた場合には、「1(1)」欄に記載しなければならない。

5　この様式に掲げる事項のほか、緊要と認める事項の記載については、別記第23号様式（投票録の様式）の備考10に準ずる。